

◎新潟県告示第118号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項（又は第115条の5第2項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成29年2月10日

新潟県知事 米 山 隆 一

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	届出の受理年月日	廃止年月日
五智聖母の家訪問介護事業所	新潟県上越市五智3丁目1番15号	社会福祉法人フランシスコ第三会マリア園	訪問介護 介護予防訪問介護	平成28年12月28日	平成29年1月31日
ホームセンタームサシFC柿崎店	新潟県上越市柿崎区川井311番地	有限会社百足屋金物店	特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	平成29年1月20日	平成29年1月16日